豪雪地帯指定地域及び特殊土壌地帯指定地域

制度に基づく措置等

区分	根 拠 法 等	指定基準等	措 置 等
豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法 (制定年月日) 昭和37年4月5日 法律第73号 (最終改正) 令和4年3月31日 法律第8号 (目的) 積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とする。 (指定年月日) 昭和38年10月30日	累年平均積雪積算値が5,000cm日以上の地域(以下「豪雪地域」という。)で次の各号の一に該当するもの。 1 その区域の2/3以上が豪雪地域である道府県又は市町村。 2 その区域の1/2以上が豪雪地域であり、かつ、道府県庁が所在する市の区域の全部又は一部が豪雪地域である道府県。 3 市役所もしくは町村役場、又は市町村の区域内に存する施設で国土交通省令・総務省令・農林水産省令で定めるものが豪雪地域内にある市町村。 4 その区域の1/2以上が豪雪地域であり、かつ、市町村の境界線の延長の2/3以上が前1、2、3、のいずれかに該当する道府県又は市町村に接している市町村。	豪雪地帯対策特別事業補助率の特例等 豪雪地帯指定地域の概要 指定年月日 豪雪地帯として公示された市町村名 三次市の一部、廿日市市の一部、安芸高田市の一部、安芸高田市の一部、安芸太田町の一部、北広島町、庄原市 合計 6市町 (基準根拠)豪雪地帯の指定基準に関する政令(昭和38年10月7日政令344号)
特殊土壤地帯	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法 (制定年月日) 昭和27年4月25日 法律第96号 (最終改正) 令和4年3月31日 法律第10号 (目的) 特殊土壌地帯に対し、適切な災害防除及び農地 改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施する ことによって、特殊土壌地帯の保全と農業生産力 の向上を図る。 (参考) 令和9年3月31日までの時限立法	特殊土壌(シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に浸しょくを受けやすい性状の土壌をいう。)でおおわれた地域で次に該当するもの。 1 台風について、大正15年より昭和24年度までの台風頻度の平均値以上の地帯。 2 雨について、全年降水量の平均約2,000mm程度以上の地帯。ただし、瀬戸内海沿岸地方花こう岩地帯で特に風化の甚だしい地帯は1,000mm以上。 3 災害について、次の事項が全国平均値以上の地帯。 (1)災害額 ・・・対人災害額荷重 (2)荒廃林地+要造林地・・・山地荒廃状況山林面積 (3)地区災害額	国庫負担割合の特例等 特殊土壌地帯指定地域の概要 指定年月日 特殊土壌地帯に指定された市町村名 広島市の一部、呉市、竹原市、尾道市の一部、福山市の一部、大竹市、東広島市、サ日市市、 江田島市、安芸郡、豊田郡、山県郡 昭和28年7月28日 三原市、安芸高田市、世羅町 昭和30年9月29日 府中市の一部、福山市の一部 合 計 20市町 (基準根拠) 特殊土壌地帯指定基準要綱(昭和27年9月18日第1回審議会決定)